

提案基準 1 8 「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
----------------------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 8 (P83)

1 要件 3 について

- (1) 要件 3 (1) アの「管理事務所、休憩所、クラブハウス等」とは、当該運動・レジャー施設の管理上設けられる管理事務所、器具庫等、並びに、利用増進上設けられる更衣室、便所、休憩室、小規模な観覧席、及び、当該運動・レジャー施設利用者のみを対象とした喫茶室等をいう。
- (2) 要件 3 (1) イの「管理事務所、炊事場、便所等」には、宿泊施設(コテージ、バンガロー等)、入浴施設は含まない。
- (3) 「内容等が適切」には、当該施設の利用者数に対応した駐車場が原則としてその敷地内に配置されていること、及び、その駐車場の車路等が安全上支障ないよう計画されていることを含む。
- (4) 「容積率は、4 パーセント以下であること。」、「建蔽率は、2 パーセント以下であること。」とあるが、次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。
 - ア 併設建築物が平屋建てであるため、容積率は 4 パーセント以内であるが、建蔽率が 2 パーセントを超える場合
 - イ 敷地規模が小さいため、合理的に計画された併設建築物が、容積率等の制限を超える場合
 - ウ その他特段の事由があり、やむを得ないと認められる場合
- (5) 観覧席は屋根の有無にかかわらず座席、通路等を床面積に算入し、容積率、建蔽率を算出すること。

2 留意事項アについて

「騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるもの」とは、サーキット等をいう。